お知らせ

平成 27 年 9 月 4 日 豊 橋 河 川 事 務 所 設楽ダムエ事事務所 矢 作 ダ ム 管 理 所

豊川・矢作川水系河川協力団体の募集について

1. 概 要 : 『水防法及び河川法の一部を改正する法律』が平成 25 年 6 月 12 日に 公布され、『河川協力団体制度』が創設されました。

『河川協力団体制度』とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を『河川協力団体』に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

豊川・矢作川水系においても、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、審査を経て指定を行います。

2. 募集期間 : 平成 27 年 9 月 7 日 (月) ~平成 27 年 10 月 9 日 (金)

3. 応募資格等:別紙『豊川・矢作川水系河川協力団体募集要項』のとおり。

4. 資料 : 別添-1『河川協力団体制度の創設』

別添-2 『豊川・矢作川水系河川協力団体募集要項』

5. 解禁指定 : なし

6. 配布先 : 豊橋市政記者会、新城市政記者クラブ、岡崎市政記者会、

岡崎新聞記者会、豊田市政記者クラブ、豊田市政記者東クラブ、

7. 問合せ先 : 豊橋河川事務所

副所長(調査) 浅沼 功 0532-48-2111 (代表) 管理課長 桜田 明彦 0532-48-8105 (直通)

設楽ダム工事事務所

副所長 武田 真吾 0536-23-4331 (代表) 調査課長 川村 昭彦 0536-23-4387 (直通)

矢作ダム管理所

建設専門官 近藤 貴之 "

河川協力団体制度の創設

・ 津波の明確化、河川協力団体制度の創設等について定める「水防法及び河川法の一部 を改正する法律」(平成25年法律第35号)が平成25年6月12日に公布されました。

■河川協力団体制度とは?

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、 河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の 民間団体を支援するものです。
- 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行 うことができると認められる法人等が対象とな り、河川管理者に対して申請を行います。 申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、 河川協力団体として指定します。
- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。



①河川管理者に協力して行う河川工事又 は河川の維持



河川敷清掃 ビオトープの整備 ②河川の管理に関する情報又は資料の 収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究

④河川の管理に関する知識の普及及び 啓発



外来種調查



鳥類調査



マイ防災マップづくり



⑤上記に附帯する活動

■申請に必要な資格は?

- ◆申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第33条の8(※1)に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。
 - ①代表者が定まっていること。
 - ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に 関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規 約その他これに準ずるものを有していること。
 - ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
 - ④法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
 - ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。)が経過していること。
 - ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
 - ⑦暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
 - ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
 - ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

% 1

河川法第58条8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等*について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※・工事等の実施の承認(河川法第20条)
 - ・土地の占用の許可(河川法第24条)
 - ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可(河川法第25条後段)
 - ・工作物の新築等の許可(河川法第26条第1項)
 - ・土地の掘削等の許可(河川法第27条第1項)
 - ・権利の譲渡の承認(河川法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。 委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当する ものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例)河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】

〒441-8149 愛知県豊橋市中野町字平西1-6 国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課

電話:0532-48-8105

豊川・矢作川水系河川協力団体募集要項

豊橋河川事務所 設楽ダム工事事務所 矢作ダム管理所

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

2 河川協力団体の活動

(1) 河川協力団体として特に期待している具体的な活動内容 河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のと おりです。

.....

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷(堤防含む)の清掃、除草
 - ・特定外来生物の駆除
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川の魚類、植物の生息マップの提供
- ③ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・安全利用に関する講習

(2)対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

・豊川 河口から新城橋(約27.6k) まで 椎平橋(約42.2k) から横川堰堤(約44.0k) まで および以下の国管理区間

下流端(左岸)設楽町大字清崎字大久賀多1番27地先(右岸)設楽町大字田内字鶴渕1番23地先

上流端 豊川 (左岸)設楽町大名倉字新蔵 29番1地先 (右岸)設楽町大名倉字鼻岩8番1地先

境川(左岸)設楽町八橋字西知生14番1地先(右岸)設楽町八橋字大野17番2地先

・豊川放水路 豊川合流点から豊川分派点(約6.6k)まで

・間川 豊川合流点から上流へ約 2.7km(左岸: 豊橋市賀茂町大

字坂井字大養治 1523 地先/右岸: 豊橋市賀茂町大字坂

井字新田下 26-2 地先)まで

・海老川 豊川合流点から上流へ約 0.3km (新城市玖老勢字大向

貝津1地先)まで

・矢作川 河口から篭川合流点(約41.6k)まで

および以下の国管理区間

下流端 (左岸)豊田市閑羅瀬町大切21番4地先

(右岸)恵那市串原閑羅瀬 1990 番 2 地先

上流端 (左岸)豊田市押山町日向228番8地先

(右岸) 恵那市上矢作町大字小田字羽根 326 番 1 地先

・段戸川 矢作川合流点から上流へ約3.0km(左岸:豊田市日下部 町長根尻1番3地先/右岸:豊田市牛地町明ヶ沢2番

8地先)まで

タ タ 単元)まで タ 今 川 ケ ケ ケ エ ケ 川 今 淬 占 か 、

・名倉川 矢作川合流点から上流へ約 0.2km(左岸:豊田市川手町

前田 21番1地先/右岸:豊田市押山町ススベ84番4

地先)まで

・上村川 矢作川合流点から上流へ約 0.9km(左岸:恵那市上矢作

町大字下字門野 444 番 2 地先/右岸恵那市上矢作町大

字下字門野 1265 番の 2 地先)

および以下の国管理区間

下流端(左岸)恵那市上矢作町字高井戸 1306-19 地先

(右岸)恵那市上矢作町字大平 1029-58 地先

上流端 明林橋

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第33条の8に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に 関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規 約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

- ④法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。)が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められない こと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

- (1)河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、 以下に掲げる書類を添えて提出してください。
 - ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等 の構成員の数が記載されているもの
 - イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
 - ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
 - エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
 - オ 法人等の納税証明書 (課税対象団体である場合に限る。)
 - カ 3 申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
 - キ 3 申請資格⑥、⑦に該当しないことを誓約できる書類
 - ク 3 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- (2) 申請に当たっての留意事項
 - ア 提出された書類は、返却しません。
 - イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
 - ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成27年9月7日(月)から平成27年10月9日(金)まで

6 提出先

(1)以下の提出先に、持参、郵送「郵便(書留郵便に限る)又は託送(※ 注 1)(以下「郵送等」という。)」、又は電子メールにより提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 17 時までとし、郵送の場合は、募集期間内に必着とする。

また、電子メールで送付する場合で、申請書類の容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送等により提出すること。

※ 注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条 第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で 書留郵便と同等のものとする。

$\pm 441 - 8149$

愛知県豊橋市中野町字平西 1-6

中部地方整備局豊橋河川事務所 管理課管理係

TEL: 0532-48-8105

Eメール: toyohashi-kanri@cbr.mlit.go.jp

₹441-1341

愛知県新城市杉山字大東57

中部地方整備局設楽ダム工事事務所 調査課調査係

TEL: 0536-23-4387

Eメール: shitara@cbr.mlit.go.jp

T 444-2841

愛知県豊田市閑羅瀬町東畑67

中部地方整備局矢作ダム管理所 管理係

TEL: 0565-68-2321

Eメール: yahagi@cbr.mlit.go.jp

(2)申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄 する地方整備局の事務所又は管理所(以下「事務所等」という。)の複 数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

7 審査方法

(1) 審查方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請 書類の確認及び審査(必要に応じて地方公共団体、当該対象河川の他の事務 所長の意見聴取を行う)を行い、中部地方整備局長へ審査結果を報告します。

中部地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア)継続性:直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
 - (イ)公共性:上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、 河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者と の協力関係が認められる活動であること。
 - (ウ)活動姿勢:直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間 団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそ のおそれがある行為を行っていないこと。
- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる判断基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 実効性:過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認め られること。
 - (イ) 貢献度:河川管理に対する貢献が認められること。
 - (ウ)協調性:活動に当たって地域(住民、市町村、他の民間団体等) との協調性が認められること。

なお、上記(ア)~(ウ)について審査を行い、満点の60%に満たない場合、(ア)~(ウ)のいずれかが審査基準に満たさない場合は河川協力団体の指定はしない。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、4 申請書類に基づき申請資格があると 審査会が認めた法人等からのヒアリングを実施します。なお、ヒアリングの 日時については、申請締め切り日から7日以内(土曜日、日曜日及び休日は 除く)に事務局からヒアリング日時の調整を行い、通知します。

ヒアリングに参加する申請者の人数は3名以内とします。

8 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川管理者より書面で通知し、河川協力団体指定証を発行します。 また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間 を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動 実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動 状況について報告してください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川協力団体の業務に対して、河川管理者が行う改善措置命令に違反 した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

 $\mp 441 - 8149$

愛知県豊橋市中野町字平西 1-6

中部地方整備局豊橋河川事務所 管理課管理係

TEL: 0532-48-8105 FAX: 0532-48-8100 Eメール: toyohashi-kanri@cbr.mlit.go.jp

∓441−1341

愛知県新城市杉山字大東57

中部地方整備局設楽ダム工事事務所 調査課調査係

TEL: 0536-23-4387 FAX: 0536-23-4408

Eメール: shitara@cbr. mlit. go. jp

$\mp 444 - 2841$

愛知県豊田市閑羅瀬町東畑 67 番地中部地方整備局矢作ダム管理所 管理係

TEL: 0565-68-2321 FAX: 0565-68-2328

Eメール: yahagi@cbr.mlit.go.jp